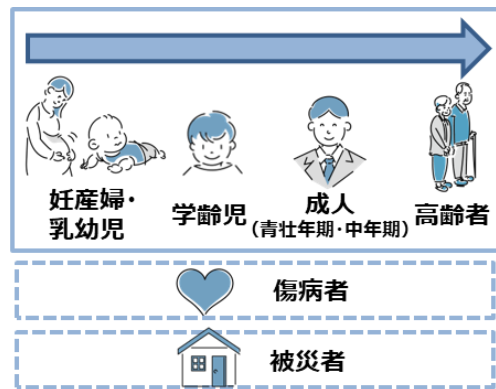


栄養施策の動向について

**厚生労働省 健康・生活衛生局
健康課 栄養指導室**

令和8年度の栄養施策の方向性

- 人生100年時代を迎え、社会が多様化する中で、**誰一人取り残さず、より実効性のある取組**を進めていくことが必要。
- このため、健康日本21（第三次）では、健康に対する関心が薄い人も、無理なく健康づくりに関われるよう、**環境面を整えることが重要である旨を明示**。
- こうした方針を踏まえ、**栄養施策としては、食環境づくりを始め、多様な主体を巻き込んだ取組**を推進。
- **栄養は、人が生涯を通じてよく生きるための基盤であり、活力ある持続可能な社会を実現する上で必須要素**。
- 日本は、経済発展に先立ち、日本の栄養政策の重要な要素である**「食事」「人材」「エビデンス」を組み合わせた栄養政策を始動**。また、乳幼児期から高齢期まで全ライフステージを対象とした栄養対策と並行して、傷病者や被災者等を対象とした対策を通じて、**「誰一人取り残さない」栄養政策を推進**。
- これまでの栄養政策における経験を活かしつつ、これまでに経験したことがない対応を求められる状況が生じていることを踏まえ、**新たな栄養政策の創造のために、着実に施策を推進し、成果を得ていくことが必要不可欠**。



「日本の栄養政策」パンフレット
(健康局健康課
栄養指導室作成)

I. 今年度の栄養施策について

1. 健康的で持続可能な食環境づくりの推進
2. 科学的根拠に基づく基準等の整備・普及
3. 管理栄養士等の養成・育成
4. 地域等における栄養指導の充実

II. 調査研究事業について

1. 令和8年度の主な調査研究事業
2. 栄養政策の更なる推進に向けて

令和 8 年度の栄養対策予算について

※（ ）内は、令和 7 年度予算額

1. 健康的で持続可能な食環境づくりの推進

- 活力ある持続可能な社会の実現に資する栄養・食生活の推進事業 <予算： 55百万円（55百万円）>
- 「健康的な食環境づくり」推進事業 <予算：5百万円（5百万円）>
- 栄養サミットを契機とした国際貢献に向けた調査事業 <予算：44百万円（44百万円）>

2. 科学的根拠に基づく基準等の整備・普及

- 国民健康・栄養調査の実施 <予算：180百万円（180百万円）>
- 令和 7 年度補正予算：国民健康・栄養調査オンラインシステム開発事業 <予算：245百万円（－百万円）>
- 健康日本 2 1 分析評価事業の実施 <予算：39百万円（39百万円）><委託先：国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所>
- 食事摂取基準等の策定 <予算：32百万円（32百万円）>

3. 管理栄養士等の養成・育成

- 実践領域での高度な人材育成の支援 <予算：10百万円（10百万円）、委託先：公益社団法人日本栄養士会>
- 管理栄養士国家試験の運営、管理栄養士等の資質確保 <予算：71百万円（63百万円）>
- 特殊な調理に対応できる調理師研修事業 <予算：23百万円（23百万円）、補助先：公益社団法人調理技術技能センター>
- 管理栄養士等資格の管理事務等デジタル化の推進※運用等経費 <予算：11百万円（11百万円）>

（参考）令和 7 年度補正予算

- 管理栄養士等資格の管理事務等デジタル化の推進※整備経費 <予算：79百万円（令和 6 年度補正予算 79百万円）>

4. 地域における栄養指導の充実

- 糖尿病予防戦略事業の実施 <予算：37百万円（37百万円）、補助先：都道府県等>

I. 今年度の栄養施策について

1. 健康的で持続可能な食環境づくりの推進

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

健康的で持続可能な食環境づくりの推進

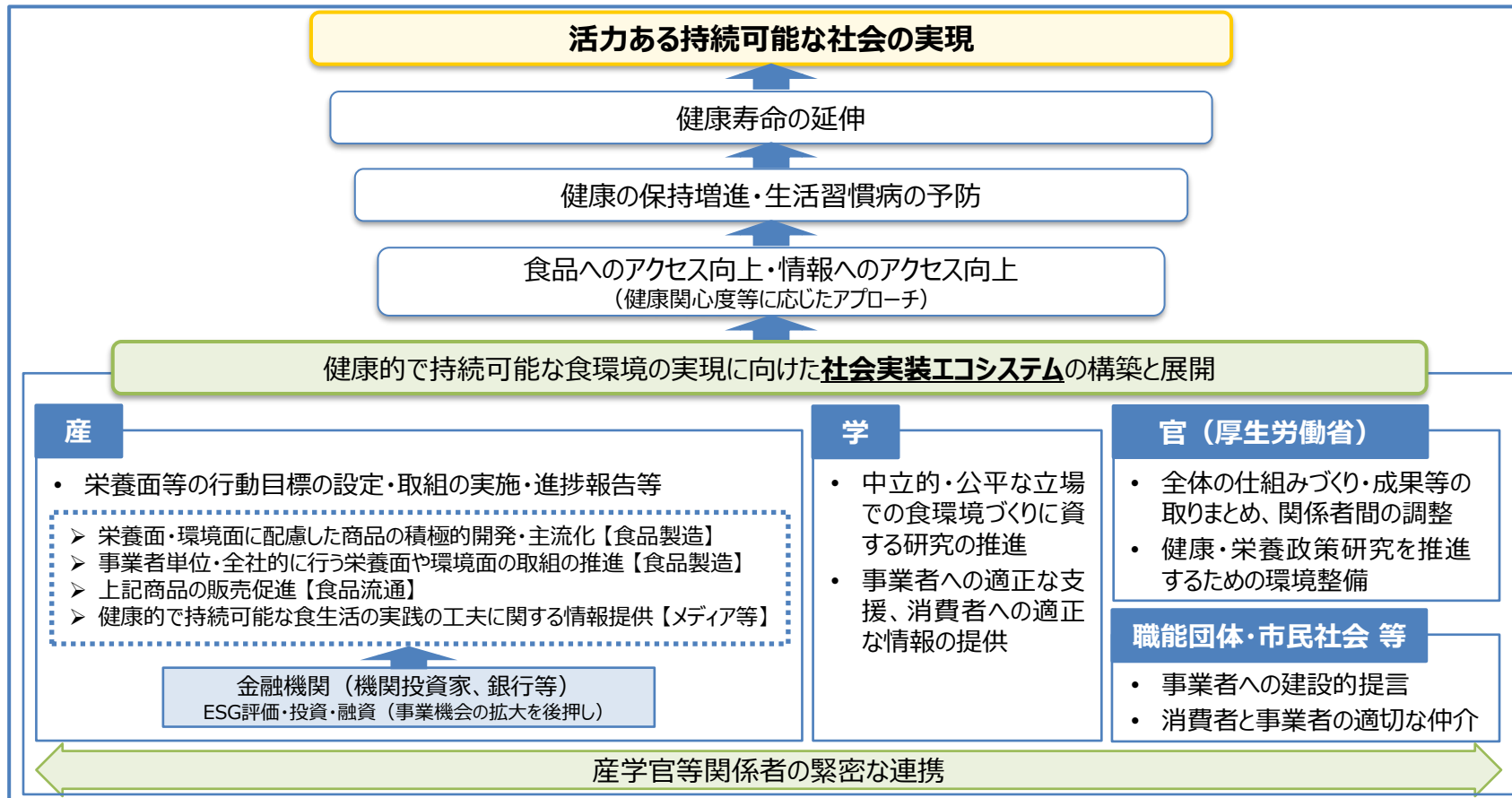
健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ

～誰一人取り残さない食環境づくりの日本モデルを、世界に向けて発信・提案～

- 厚生労働省は、有識者検討会※1報告書（2021年6月公表）及び東京栄養サミット2021（2021年12月開催）を踏まえ、産学官等連携※2による食環境づくりの推進体制として、「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」を2022年3月に立ち上げ。

※1 自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会 ※2 「産」は、食品製造事業者、食品流通事業者、メディア等、多様な業種を含む。

- 本イニシアチブは、「**食塩の過剰摂取**」、「**若年女性のやせ**」、「**経済格差に伴う栄養格差**」等の栄養課題や環境課題を重大な社会課題として捉え、産学官等の連携・協働により、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを展開。日本はもとより、世界の人々の健康寿命の延伸、活力ある持続可能な社会の実現を目指す。



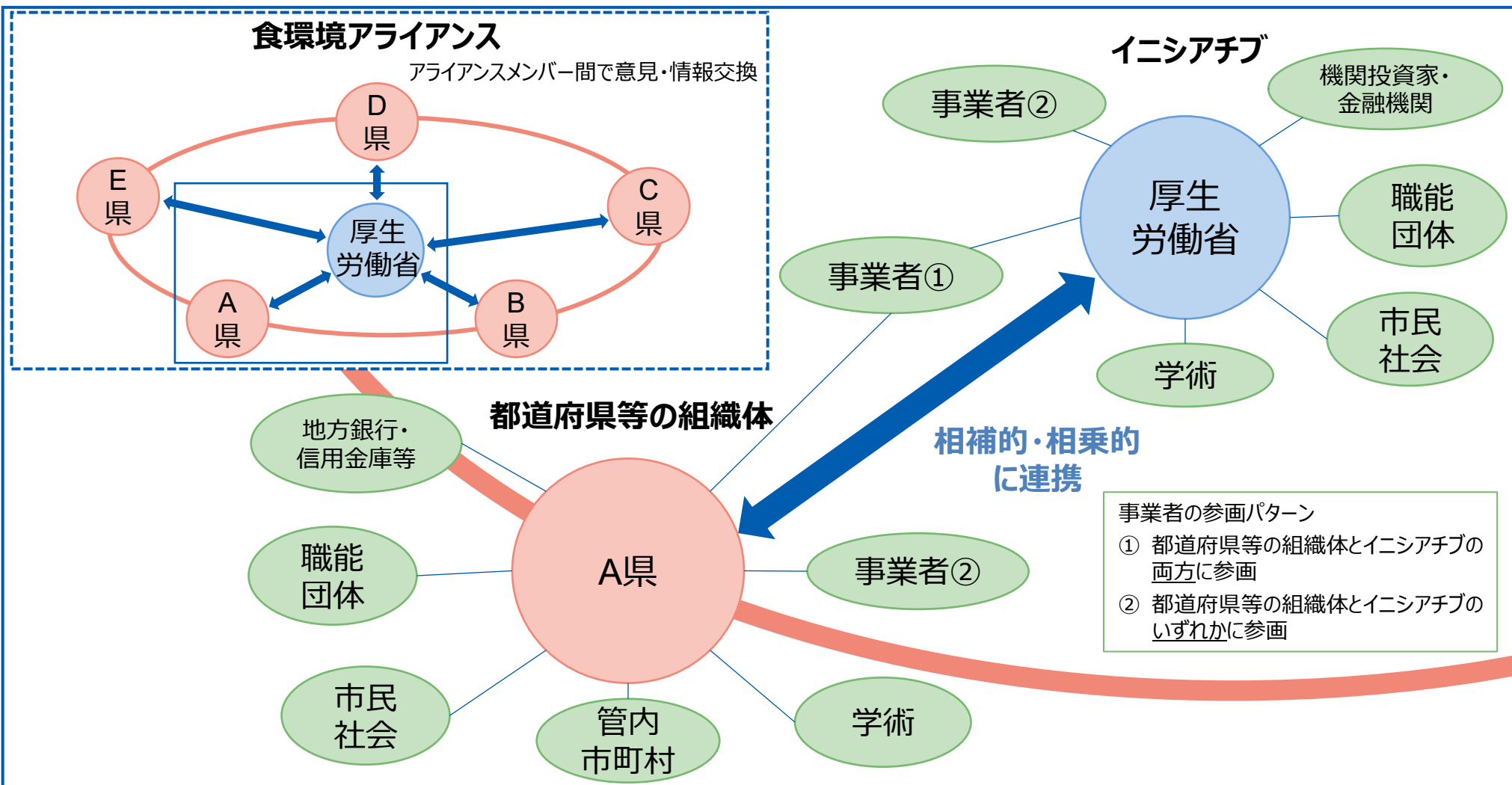
イニシアチブ
特設サイト



都道府県等による食環境づくりを推進するための支援体制

(健康的で持続可能な食環境づくりのための国・都道府県等アライアンス(食環境アライアンス)の構築(2024年6月立ち上げ))

- 都道府県等は、国と連携することにより、イニシアチブ※の人的・物的等リソースを活用し、健康的で持続可能な食環境づくりを効果的・効率的に推進することができる。※「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」
- 都道府県等の組織体とイニシアチブの両方に参画する事業者は、両者それぞれのインセンティブを享受することができる。



食環境アライアンスの登録等に関する状況

参画自治体を更新
(令和8年7月27日)

- 2025年3月に福島県が、2026年5月に兵庫県、7月に福井県が食環境アライアンスへの正式登録（イニシアチブへの登録）を完了した。
- 2026年7月時点で、29道府県が食環境アライアンスへの暫定登録を完了している。

member

参画自治体

都道府県順

2024年度参画

正式登録

- 福島県
- 福井県
- 兵庫県

暫定登録

- 秋田県
- 茨城県
- 栃木県
- 群馬県
- 神奈川県
- 山梨県
- 岐阜県
- 三重県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 山口県
- 長崎県
- 大分県

2025年度参画

暫定登録

- 北海道
- 青森県
- 岩手県
- 宮城県
- 山形県
- 千葉県
- 奈良県
- 広島県
- 徳島県
- 香川県

2026年度参画

暫定登録

- 和歌山県
- 宮崎県

ふくしま減塩推進ネットワーク会議（令和7年3月31日正式登録）

知事からのメッセージ



福島県知事 内堀雅雄

福島県では、県民の食塩摂取量が全国でも高く、県民総ぐるみで改善に取り組む必要がある健康課題となっています。
このため、官民一体となって「ふくしま減塩推進ネットワーク会議」を新たに設置し、企業・行政・関係団体と問題意識を共有し、アイデアを出し合いながら取組を考え、それぞれが主体的に対策を行いながら、社会全体で自然に減塩ができる食環境の整備を進めています。楽しく無理なく健康づくりを続けることができるよう食・運動・社会参加を推進している県民運動とも連動し、県民が健康長寿でいきいきと活躍できるようオールふくしまで取り組んでいきます。
全国各地での取組もどんどん発信いただき、いい意味で競争しながら、ともに健康的で持続可能な食環境を作っていきましょう。

ひょうご健康的な食環境づくりプロジェクト（愛称：BE WELL）（令和8年5月20日正式登録）

知事からのメッセージ



兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県は「日本の縮図」とも称されるほど多様な地域性を持ち、多彩な農林水産物や郷土料理など、食の魅力にあふれています。この兵庫で、全ての県民が健康で心豊かに暮らせるよう、令和6年度からひょうご健康的な食環境づくりプロジェクト「BE WELL」が始まりました。「BE WELL」では、誰もが自然に健康になれる食環境づくりに向け、産学官が連携して、本県の栄養課題である“食塩の摂り過ぎ”や“高齢者のフレイルの改善”に向けた取り組みを進めています。
食品製造企業がコラボしたBE WELLオリジナルメニューの開発や、スーパーでの楽しい食の体験イベントには多くの県民が参加され、健康寿命の延伸につながっていることを実感しています。これからも、国や全国自治体の皆様とともに、切磋琢磨をしながら、健康的な食環境づくりの実現に邁進してまいります。

ふくい省塩プロジェクト（令和8年7月24日正式登録）

知事からのメッセージ



福井県知事 石田高人

福井県では、「第5次元氣な福井の健康づくり応援計画」において、「省塩（減塩）」を最重点要素に位置付け、令和7年6月に産学官等が連携・協働する「ふくい省塩プロジェクト」を立ち上げました。
本プロジェクトでは、事業者個々の主体的な取組を支援するとともに、連携事業として、日本高血圧学会の「減塩の日」に合わせて毎月17日を「省塩の日」とし、一体的なPR活動を展開するなど、今後さらに盛り上げてまいります。
こうした取組が、健康づくりのみならず、福井の豊かな食文化や食文化を活かした食の価値創造や産業振興、さらには地域創生にもつながる「躍動する福井」を支える取組みとして発展していくことを期待しております。
全国各地の取組と相互に高め合いながら、健康的な食環境づくりの輪を広げていきましょう。

東京栄養サミット2021を踏まえた日本の栄養改善の取組に関する年次報告

- 日本政府は、東京栄養サミット2021での日本政府コミットメントとして、「誰一人取り残さない日本の栄養政策」の更なる展開と、**その進捗や成果について、2023年から毎年発信**していくことを表明。
- 厚生労働省は、このコミットメントを踏まえ、「多部局・多職種連携による先駆的事例」、「離島・山間地域における、どの地域も取り残さない栄養改善の取組」、「旗振り役となる組織の管理者との緊密な連携による体系的かつ効果的な取組」、「**大規模災害時の栄養・食生活支援**」をテーマに、国内外へ発信。



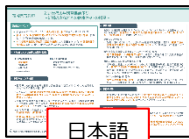
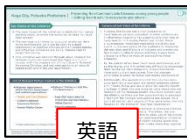
**2023年
多部局・多職種連携による
先駆的事例**

【レポート】




日本語 英語

【スライド】

日本語 英語

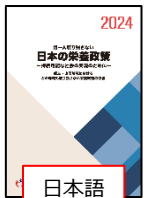
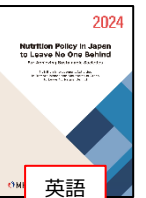
【動画】




日本語 英語

**2024年
離島・山間地域における、
どの地域も取り残さない
栄養改善の取組**

【レポート】

日本語 英語

【スライド】




日本語 英語

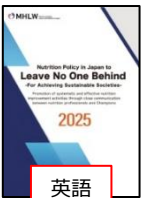
【動画】




日本語 英語

**2025年
旗振り役となる組織の管理者との
緊密な連携による体系的かつ効
果的な取組**

【レポート】

日本語 英語

【スライド】




日本語 英語

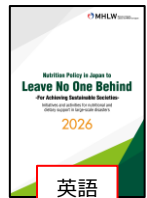
【動画】




日本語 英語

**2026年
大規模災害時の
栄養・食生活支援**

【レポート】

日本語 英語

【スライド】




日本語 英語

食料備蓄・献立検討のための
簡易シミュレーター



大規模災害時に備えた栄養に配慮した食料備蓄・献立検討のための簡易シミュレーター

○ 厚生労働省は、各自治体の防災部局と健康増進部局の職員向けに、**健康面・栄養面や要配慮者も考慮した食料備蓄の計画や災害時の食事の献立・計画のシミュレーション**を実施できるシミュレーターを作成。

簡易シミュレーターの機能

	画像イメージ	主な機能・活用方法
備蓄シート		① 自治体の人口構成比率等を反映した、栄養素等の必要量に対する現在の食料備蓄状況の確認
災害時の食事シート		② 食品リストを活用した食料備蓄計画の検討・改善 ③ 栄養素等の必要量を踏まえた災害時の食事計画の作成 ④ 災害時の食事計画・献立の検討・改善

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 栄養・食育対策 > 大規模災害時に備えた栄養に配慮した食料備蓄・献立検討のための簡易シミュレーター

大規模災害時に備えた栄養に配慮した食料備蓄・献立検討のための簡易シミュレーター

この簡易シミュレーターは、厚生労働省予算事業「『成長のための栄養サミット2020(仮称)』に向けた調査・分析等」(2019年度)にて作成した「大規模災害時に備えた栄養に配慮した食料備蓄量の算出のための簡易シミュレーター(第1版)」及び令和2～3年度厚生労働行政推進調査事業費・循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「大規模災害時における避難所等での適切な食事の提供に関する研究(研究代表者:須藤紀子)」の研究成果を基に、2025年度厚生労働省予算事業「令和8年度の国内外への情報発信に向けた、東京栄養サミット2021を踏まえた日本の栄養改善の取組の進捗等に関する調査等一式」において作成しました。

本シミュレーターは、各自治体の防災部門と健康増進部門の職員等を対象として、健康面・栄養面や要配慮者も考慮した食料備蓄及び災害時の食事内容の重要性を認識いただくとともに、そうした食料備蓄及び献立検討の推進を目的として作成したものです。

防災部局と健康増進部局の職員同士で積極的に連絡し合い、調整の上、地域住民を健康危機から守るためにぜひご活用ください。

[簡易シミュレーター\(第1.0版\) \[Excel形式\]](#)
[簡易シミュレーター\(第1.0版\) 手引き\(簡易版\) \[PDF形式\] \[1.4MB\]](#)
[簡易シミュレーター\(第1.0版\) 手引き\(詳細版\) \[PDF形式\] \[4.8MB\]](#)

防災部局と健康増進部局の職員同士で積極的に連携し合い、調整の上、地域住民を健康危機から守るためにぜひご活用ください。

I. 今年度の栄養施策について

2. 科学的根拠に基づく基準等の整備・普及

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和 8 年国民健康・栄養調査の概要（予定）

- 国民健康・栄養調査は、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために毎年実施される。
- 4年ごとに調査地区を拡大した国民健康・栄養調査（拡大調査）を実施し、健康日本21（第三次）のモニタリング評価を行うとともに、地域格差等を把握する。
- 健康日本21に加え、がん対策推進基本計画や地域医療計画等の評価にも活用されている。

【調査項目】

① 身体状況調査票

- 身長、体重（1歳以上）
- 腹囲、血圧測定、血液検査、問診（20歳以上）

② 栄養摂取状況調査票

- 世帯状況、食事状況〈欠食・外食等〉、食物摂取状況〈栄養素等摂取量、食品摂取量等〉（1歳以上）
- 1日の身体活動量〈歩数〉（20歳以上）

③ 生活習慣調査票

- 食生活、身体活動、休養（睡眠）、飲酒、喫煙、歯の健康等に関する生活習慣全般（20歳以上）

【調査規模】

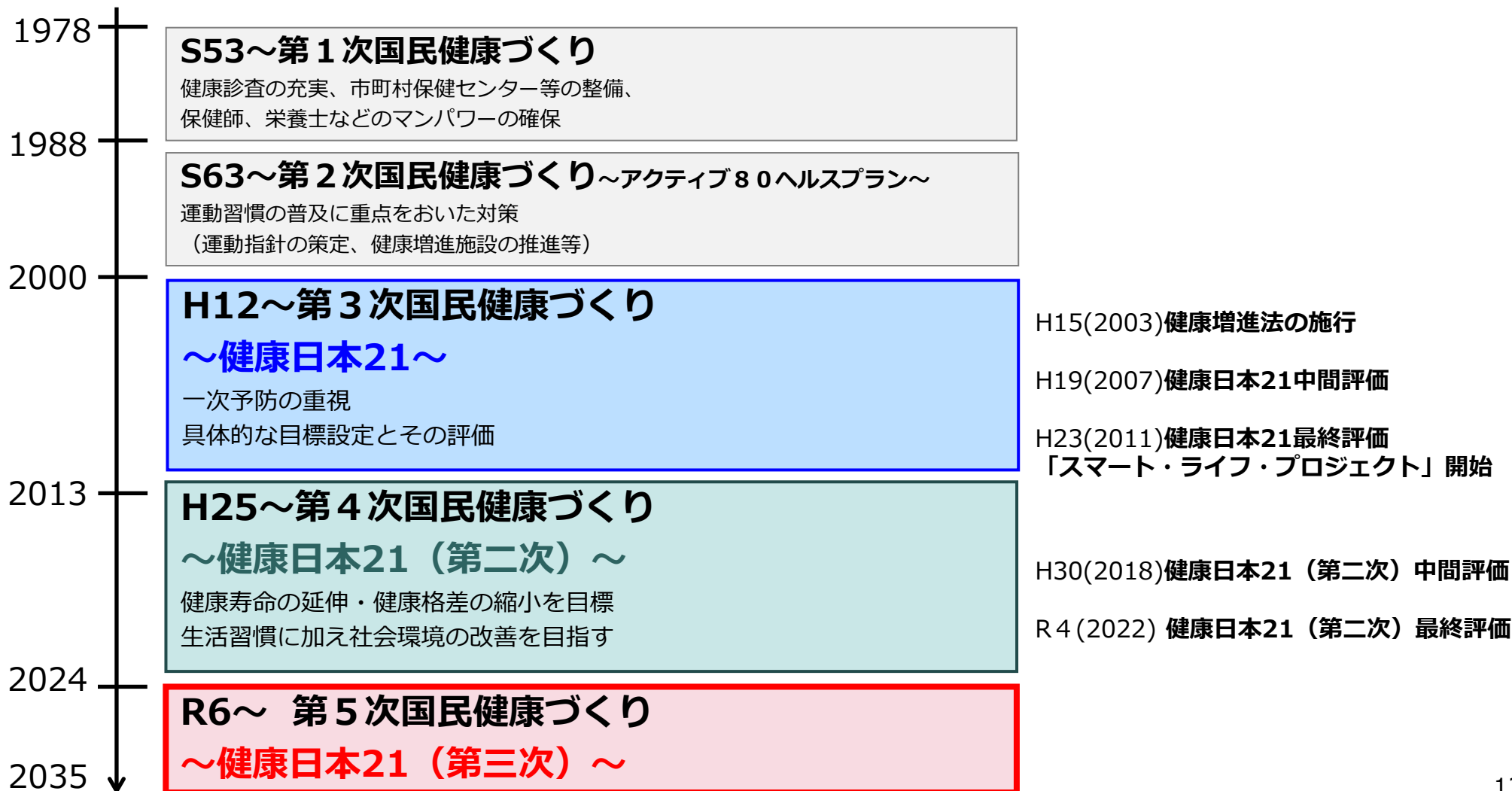
通常調査	拡大調査
国民生活基礎調査から層化無作為抽出した全国300単位区内の世帯（約6,000世帯）及び当該世帯の1歳以上の世帯員（約15,000人）	国勢調査地区から層化無作為抽出した全国475地区内の世帯（約23,750世帯）及び当該世帯の1歳以上の世帯員（約54,000人）

※毎年の調査の企画及び解析方針については、「国民健康・栄養調査企画解析検討会」において検討

令和8年度の国民健康・栄養調査担当者会議は、7月28日（火）にオンラインでの開催を予定しております。
資料一式は政府共通NW/LGWAN掲示板システムに掲載する予定です。

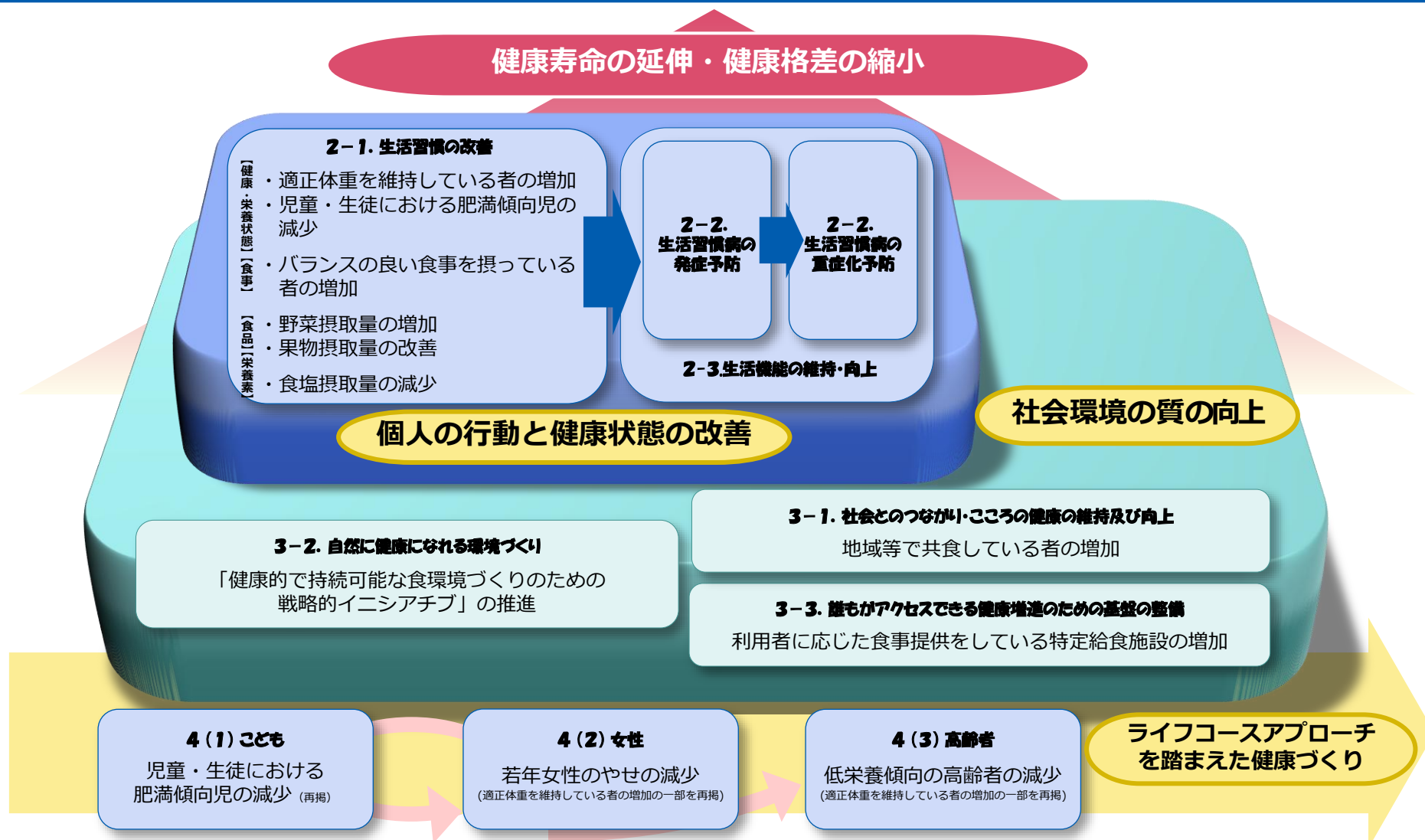
我が国における健康づくり運動

○平均寿命が延びる一方で、高齢化や生活習慣の変化により、疾患構造が変化してきた。国民の健康づくりを社会全体で進めることの重要性が増す中で、健康づくり対策を総合的・計画的に推進するため、累次の国民健康づくり運動を展開してきた。



健康日本21（第三次）の概念図と栄養・食生活に関連する目標

栄養・食生活は、生命の維持に加え、こども達が健やかに成長し、また人々が健康で幸福な生活を送るために欠くことのできない営みである。また、多くの生活習慣病（NCDs）の予防・重症化予防のほか、やせや低栄養等の予防を通じた生活機能の維持・向上の観点からも重要である。さらに、個人の行動と健康状態の改善を促すための適切な栄養・食生活やそのための食事を支える食環境の改善を進めていくことも重要である。



栄養・食生活に関連する目標

生活習慣の改善（栄養・食生活）

目標	指標	現状値	目標値
適正体重を維持している者の増加 （肥満、若年女性のやせ、低栄養傾向の高齢者の減少）	BMI18.5以上25未満（65歳以上はBMI20を超え25未満）の者の割合（年齢調整値）	60.3% （令和元年度）	66% （令和14年度）
バランスの良い食事を摂っている者の増加	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合	なし	50% （令和14年度）
野菜摂取量の増加	野菜摂取量の平均値	281g （令和元年度）	350g （令和14年度）
果物摂取量の改善	果物摂取量の平均値	99g （令和元年度）	200g （令和14年度）
食塩摂取量の改善	食塩摂取量の平均値	10.1g （令和元年度）	7g （令和14年度）

社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上

目標	指標	現状値	目標値
地域等で共食している者の増加	地域等で共食している者の割合	なし	30% （令和14年度）

自然に健康になれる環境づくり

目標	指標	現状値	目標値
「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」の推進	「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」に登録されている都道府県数	0 都道府県 （令和4年度）	47都道府県 （令和14年度）

誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備

目標	指標	現状値	目標値
利用者に応じた食事を提供している特定給食施設の増加	管理栄養士・栄養士を配置している施設（病院、介護老人保健施設、介護医療院を除く。）の割合	70.8%	75% （令和14年度）

ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

目標	指標	現状値	目標値
児童・生徒における肥満傾向児の減少	児童・生徒における肥満傾向児の割合	10歳(小学5年生)10.96% （令和3年度）	第2次成育医療等基本方針に合わせて設定
低栄養傾向の高齢者の減少	BMI20以下の高齢者（65歳以上）の割合	16.8% （令和元年度）	13% （令和14年度）
若年女性のやせの減少	BMI18.5 未満の20歳～30歳代女性の割合	18.1% （令和元年度）	15% （令和14年度）

健康日本21分析評価事業の実施

【目的】

令和6年度から開始した「健康日本21（第三次）」で設定された目標達成に向け、主要な項目について継続的に数値の推移等の調査や分析を行い、都道府県における健康状態や生活習慣の状況の差の把握に努める必要があることから、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所への委託事業として実施。

【事業内容】

- （1）健康日本21（第三次）に関する目標項目の分析評価
- （2）健康日本21（第三次）の推進に関する分析評価
- （3）国民健康・栄養調査の経年変化及び諸外国との比較に関する分析評価
- （4）都道府県格差縮小のための支援に資する分析評価
- （5）国民健康・栄養調査に係る基盤整備
- （6）食環境の整備に必要となる情報の収集及びデータの集計・分析
- （7）健康寿命の延伸等に関する施策の課題の整理等

健康日本21（第三次）目標一覧

ページ内目次
☑ 別表第一 ☑ 別表第二 ☑ 別表第三 ☑ 別表第四

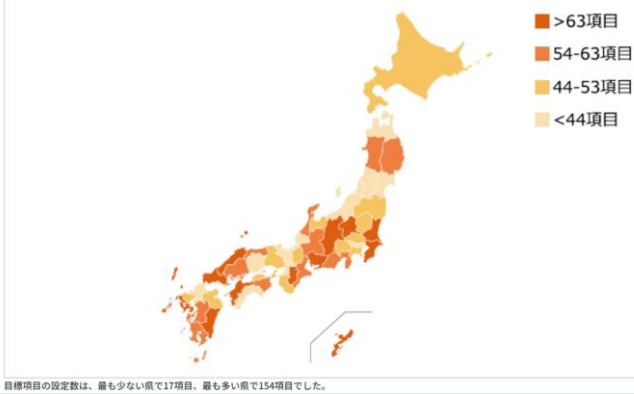
別表第一：健康寿命の延伸と健康格差の縮小に関する目標

別表第一

目標	指標	目標値
① 健康寿命の延伸	日常生活に制限のない期間の平均	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加（令和14年度）
② 健康格差の縮小	日常生活に制限のない期間の平均の下位4分の1の都道府県の平均	日常生活に制限のない期間の平均の上位4分の1の都道府県の平均の増加分を上回る下位4分の1の都道府県の平均の増加（令和14年度）

各都道府県の目標項目数

都道府県における健康増進計画について、各自治体のホームページ（2019年5月31日公表まで）から、目標設定状況についてまとめました。^{（1）}



食事摂取基準の策定

- 食事摂取基準は、健康増進法第16条の2に基づき厚生労働大臣が定めるものとされ、国民の健康の保持・増進、生活習慣病の発症予防を目的として、エネルギー及び各栄養素の摂取量について、1日当たりの基準を示したものであり、5年ごとに改定を行っている。

- 健康者及び傷病者を対象とした事業所給食、医療・介護施設等における栄養・食事管理（入院時食事療養における栄養補給量の設定等）
- 学校給食実施基準の策定
- 食品表示基準（栄養成分表示、機能性表示等の基準）、特別用途食品（病者用食品等）の基準の策定
- 国及び地域における計画策定及び評価（健康日本21（第二次）、食育推進基本計画等）等

- 「日本人の食事摂取基準（2025年版）」策定検討会」の報告書を令和6年10月に取りまとめ、その内容に沿って食事摂取基準の改定を行い、令和6年11月に告示を行った。

（参考）食事摂取基準の沿革

	使用期間	公表時期
日本人の栄養所要量（初回策定）	昭和45年4月～50年3月	昭和44年8月
（第1次改定）	昭和50年4月～55年3月	昭和50年3月
（第2次改定）	昭和55年4月～60年3月	昭和54年8月
（第3次改定）	昭和60年4月～平成2年3月	昭和59年8月
（第4次改定）	平成2年4月～7年3月	平成元年9月
（第5次改定）	平成7年4月～12年3月	平成6年3月
（第6次改定）-食事摂取基準-	平成12年4月～17年3月	平成11年6月
日本人の食事摂取基準（2005）	平成17年4月～22年3月	平成16年10月
日本人の食事摂取基準（2010）	平成22年4月～27年3月	平成21年5月
日本人の食事摂取基準（2015）	平成27年4月～令和2年3月	平成26年3月
日本人の食事摂取基準（2020）	令和2年4月～7年3月	令和元年12月
日本人の食事摂取基準（2025）	令和7年4月～	令和6年10月

- 戦後、科学技術庁が策定していた「日本人の栄養所要量」は、昭和44年の策定より、厚生省が改定を行うこととなった。
- また、平成16年に策定した「日本人の食事摂取基準（2005年版）」において、食事摂取基準の概念を全面的に導入し、名称を変更した。
- 国民の体位、食生活及び健康課題の変化等を鑑みながら、最新の知見に基づき、初回策定以降、5年ごとに改定を行っている。

食生活改善普及運動の実施

- 期 間：毎年9月1日から9月30日までの1か月間
- テーマ：「まずは毎日、あと一皿ずつ野菜と果物をプラス」
- 取 組：「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合の増加」、「野菜摂取量の増加」、「果物摂取量の改善」、「食塩摂取量の減少」及び「牛乳・乳製品の摂取習慣の定着」に向けた取組について、更に強化するため全国的に展開。農林水産省にも協力いただいた。店頭などで簡単に使えるよう、特設ページにツールを掲載しており、無料でダウンロードが可能。

まずは毎日、あと一皿ずつ野菜と果物をプラスしてみましょう

野菜
野菜の摂取量は年々減少。特に20～30代で少ないです。

果物
果物の摂取量は低下傾向。20～40代では半数以上が食べていません。

食事に野菜・果物をまずは一皿追加しませんか。野菜・果物にはビタミンやミネラル、食物繊維が豊富に含まれています。毎日の食事に取り入れ、適切な食生活につなげましょう。

9月は食生活改善普及運動、健康増進普及月間です。

食生活改善普及運動

厚生労働省 農林水産省

【バランスのよい食事】

主食・主菜・副菜をそろえて
バランスのよい食事を

SMART LIFE PROJECT

【毎日プラス1皿の野菜】

野菜をプラス1皿
健康生活へ
はじめの一歩

1皿=70g

SMART LIFE PROJECT

【おいしく減塩まずは1日マイナス2g】

まずは-2

減塩で健康生活

目標は現在の摂取量からまずは-2g。だし・柑橘類・香辛料等を使って、おいしく減塩。栄養表示を見て、かしこく減塩。

おいしく減塩
まずは
1日マイナス2g

SMART LIFE PROJECT 厚生労働省

【毎日のくらしに果物を】

毎日のくらしに果物を

果物で健康生活

大人が1日に必要な果物の摂取量は、200g。手軽に果物を日々のくらしに取り入れましょう。

SMART LIFE PROJECT 厚生労働省

【毎日のくらしwithミルク】

毎日のくらし with ミルク

牛乳・乳製品で健康生活

20代～30代の3人に1人が牛乳・乳製品をとっていません。カルシウムとたんぱく質がバランスよく含まれる、牛乳・乳製品をとってあなたの未来も健康に。

SMART LIFE PROJECT 厚生労働省

健康寿命をのばそう！アワード



スマート・ライフ・プロジェクトの方向性：「健康寿命をのばそう」

人生の最後まで**元気に楽しみながら健康な毎日を送る**ことを目標

参加団体が協力して**具体的なアクション**の呼びかけを行う。

国民自らが誘い合い、健康の輪を広げていく。

<好事例の収集・横展開>

第13回 厚生労働大臣 最優秀賞

今日も「まめなかなか！」
減塩食品・料理の普及活動による食環境整備2019-2024

受賞者 飛騨市役所(岐阜県)

取組アクション

●減塩食品を市民に届ける食環境整備により健康寿命を伸ばす

背景・概要

飛騨市は岐阜県の最北端に位置し、寒冷な気候と海から遠く位置するため、塩蔵文化が発達しています。人口22000人(高齢化率40.2%)で、造り酒屋も残り、飛騨牛・中華そば・漬物ステーキなどが食文化として残る町です。近年では映画「君の名は。」の主人公の住む町としても有名になりました。飛騨市の健康状態は、脳血管疾患や心疾患が死亡や介護の原因疾患として上位を占めており、特定健診の結果では平成30年(2018年)にⅡ度以上高血圧の者の割合が県内42市町村の中でワースト1位となっていました。2019年以降は乳幼児から高齢者までの尿中塩分測定をしておりますが、塩分の過剰摂取(塩分10gを超える特定健診受診者は2021年38.6%)の実態が明確になり、減塩は飛騨市にとって健康寿命の延伸のための最重点課題となり、2019年以降「様々な減塩施策」を推進しています。(飛騨市の特定健診受診率は65%以上で県内トップクラス)

取組内容

減塩の食環境整備の推進力は、3つの業(連携企業)と減塩の書(シンボルマーク)。
そしてJSH減塩食品とアドバイザーの存在
・小売業 JSH減塩食品を販売する減塩協力店:酒屋(5)、スーパー(2)、調剤薬局(2)
・飲食業 減塩料理の提供とスマートミール認証:うどん・そば店、ラーメン店、喫茶店、温泉施設、料亭、一般食堂(合計8・まるごと健康食堂参加)
・製造業 減塩中華そばの開発導入:製麺(1)



※()内は店舗数。ソウルフードである中華そばの減塩品は、飛騨市の減塩施策のフラッグシップとしての意味を持ち、ラーメン店でも採用され、ラーメン店では保健センターが2024年5月24日に住民向けに血圧測定とJSH減塩食品配布を実施。

沢山のメディアで取り上げられ、市役所等の関係者や連携企業だけでなく住民の関心拡大にも繋がりました。(2024年8月の減塩推進協力店は27店)



<特典>

受賞後の特典

特典1

受賞取組内容を
スマート・ライフ・プロジェクト
ウェブサイトに掲載!



スマート・ライフ・プロジェクトウェブサイト

特典2

受賞ロゴマークが使用可能!



ホームページ等での使用例 ※昨年の使用例

特典3

各種メディアの他、厚生労働省関係の媒体・イベント等でも皆さまを紹介! (一例)

- 健康寿命をのばそう! サロン(令和5年度)において第12回健康寿命をのばそう! アワード受賞者(山形市)に登壇いただき取組を紹介
- 山形新聞にて第12回健康寿命をのばそう! アワード受賞者(山形市)の取組を紹介

健康寿命をのばそう！アワード

主たる評価項目

- スマート・ライフ・プロジェクトの方向性と合致している。
- ファクトとなる数値やエビデンス情報がある。
- 計画・実施・評価・改善といったPDCAサイクルの仕組みを取り入れている。
- 創意工夫により行動変容を実現している。
- 他の企業・団体・自治体が活用できるヒントがある。
- 継続的な取組がである。
- ICTを活用した取組である。
- 健康日本21（第3次）の目標達成に資する取組を重点的に評価（例：女性の健康：骨粗鬆症、生活習慣病のリスクを高める量の飲酒、適正体重。睡眠：十分な睡眠時間の確保、睡眠による十分な休養）
- 取組による変化や結果が明記されている。
- 国民への健康意識啓発効果がある。
- 革新性や社会に対する提案性がある。



令和8年7月1日（水）から募集を開始しています！

- 募集期間 令和8年7月1日（水）～8月31日（月）
<https://kenet.mhlw.go.jp/slp/award/index>

応募対象

生活習慣病予防の啓発活動及び健康寿命をのばすことを目的とする、優れた取組を行っている企業・団体・自治体
※令和7年9月1日～令和8年8月31日までに実施された活動を対象とします。

I. 今年度の栄養施策について

3. 管理栄養士等の養成・育成

管理栄養士等の養成・育成

制度

平成12 (2000)年
栄養士法の一部改正
(管理栄養士の業務の
明確化等)

養成の充実

平成13 (2001)年
管理栄養士養成カリキュ
ラムの全面改正
(平成14 (2002)年施行)

平成30 (2018) 年度
教育養成のためのモデル・
コア・カリキュラムの策定

国家試験の充実

平成14 (2002)年
管理栄養士国家試験出題基
準 (ガイドライン) の改定

平成22(2010)年度以降、
4年に1回の頻度で改定
・平成22 (2010) 年度改定
→平成23 (2011) 年度試験から適用
・平成26 (2014) 年度改定
→平成27 (2015) 年度試験から適用
・平成30 (2018) 年度改定
→令和元 (2019) 年度試験から適用
・令和4年 (2022) 年度改定
→ 令和5 (2023) 年度試験から適用

第41回試験 (令和9 (2027)年)
実施: 2月28日 (日)
合格発表: 3月26日 (金)

生涯教育の充実

平成25(2013)年度～
**管理栄養士専門分野別育成
事業** (関係団体、関係学会と協働)

実践領域での人材育成の支援

- 高度な専門性を発揮できる管理栄養士の育成を図るため、厚生労働省の委託事業（委託先：日本栄養士会）として、2013年度から「管理栄養士専門分野別人材育成事業」を実施。
- 新たな専門領域の認定の在り方について検討するとともに、既に認定を開始している専門分野別管理栄養士の認定システムについて学会と連携し、検証・改善を行う。

教育領域での人材育成の支援

- 管理栄養士養成施設数は151校、栄養士養成施設数は128校（2026年4月現在）
- 2019年度に「管理栄養士・栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラム」活用支援ガイドを作成。また、2020年度に食環境整備等のアプローチも含めて地域の栄養課題の解決を図る上で必要な知識や技術に関する教育プログラムを作成。（委託先：日本栄養改善学会）

管理栄養士国家試験の運営、管理栄養士等の資質確保

- 栄養士法に基づく管理栄養士国家試験の実施及び管理栄養士免許証の交付等を行う。

特殊な調理に対応できる調理師研修事業

- 今後の超高齢社会の更なる進展を見据え、**地域包括ケアシステムの推進に係る食環境づくりの一環**として、調理師が、医療・介護施設のみならず飲食店等でも、対象者の嚥下機能、栄養状態、嗜好等を踏まえた嚥下調整食を適切に調理できるよう、専門技能の修得を支援する。（補助先：調理技術技能センター）

管理栄養士における生涯教育の充実「管理栄養士専門分野別人材育成事業」

- 高度な専門性を発揮できる管理栄養士の育成を図るため、厚生労働省の委託事業（委託先：日本栄養士会）として、2013年度から「管理栄養士専門分野別人材育成事業」を実施。
- 特定の専門分野で一定年数の実務に従事し、自己研鑽に努め、栄養の指導に関する実績を有する者を、生涯教育の一環として認定していくことをねらいとし、高度な専門技術の獲得のために、本事業で特定の専門分野における学会との共同認定の仕組みやプログラムの構築、既存プログラムの実施及び検証等を実施。
- 2023年度から、公衆衛生職域の中堅期以降を対象とした「公衆衛生専門管理栄養士」の認定に向けて、日本公衆衛生学会との連携の下、検討。2025年度は、日本栄養士会と日本公衆衛生学会が共同して131名を認定。

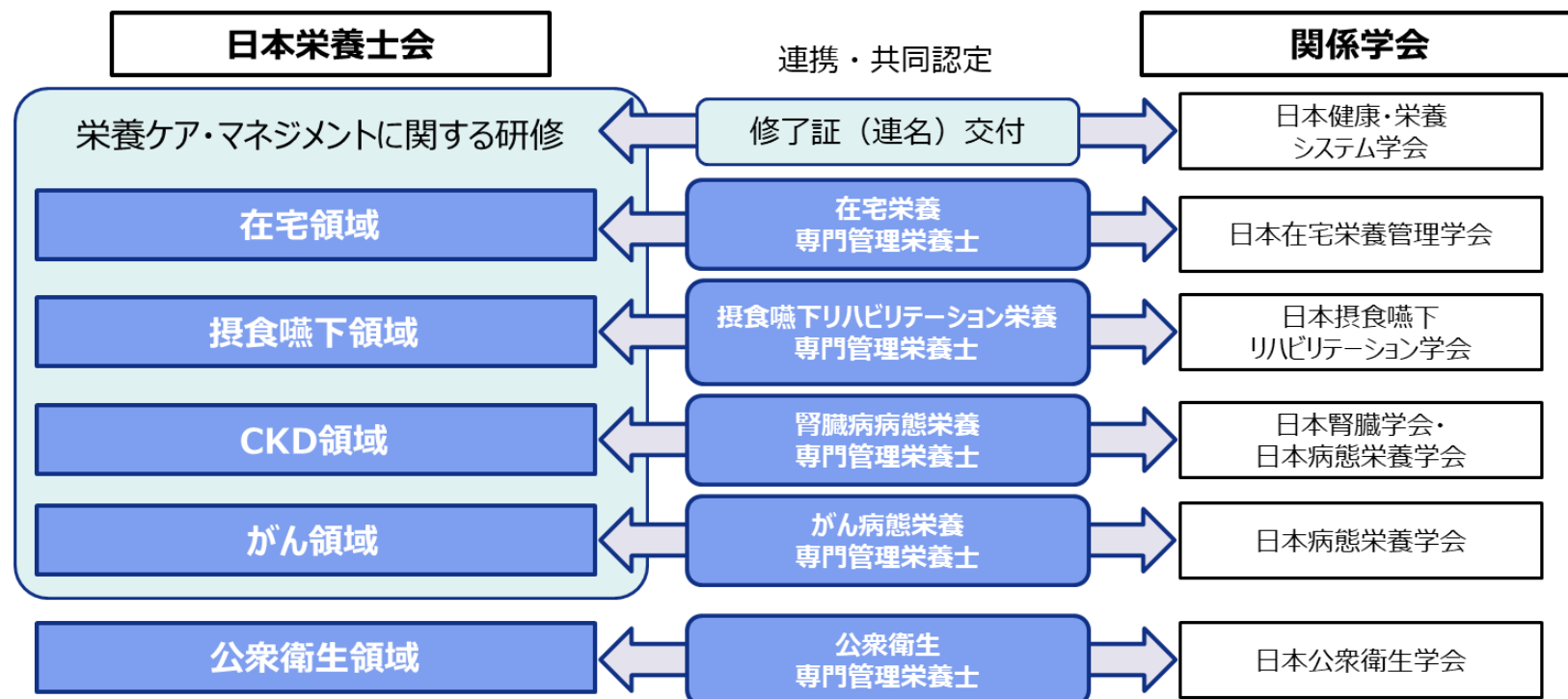
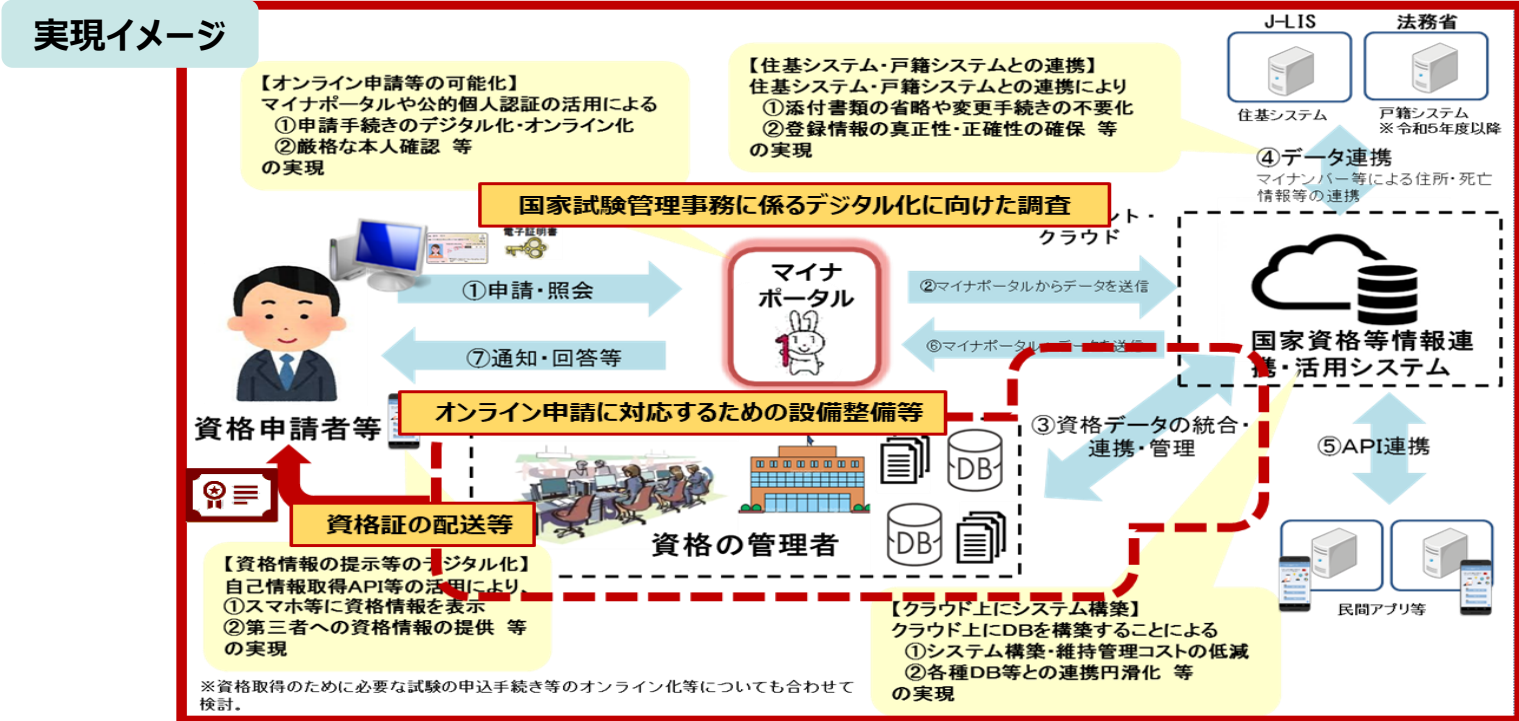


図 既存プログラム

- マイナンバー制度を活用した「国家資格等情報連携・活用システム※(以下、システム)」を使用の上、デジタル化を先行させる32資格に**管理栄養士・栄養士**が含まれていることから、同資格に係るシステム導入、導入後の円滑な運用に向けた課題整理・対応等を行う。
※資格管理業務の開始時期はデジタル庁と調整中
- また、マイナンバーカードの利活用の推進の一環として、32資格等の受験申請等の手続（試験管理）のデジタル化も順次予定されており、それに向けて管理栄養士国家試験に係る仕様の調整等※を行う。※オンライン申請時に必要となる入出力情報の整理等



管理栄養士資格におけるデジタル化（赤実線）を運用するために、資格管理者の設備整備（赤点線）を行う。

参考：社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会報告書（令和3年1月8日）

デジタル化の対象	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度
資格管理	システム仕様調整等	システム仕様調整等	運用テスト、稼働準備、導入後の課題整理・対応※運用開始時期はデジ庁と調整中	
試験管理	課題整理、情報収集等	システム仕様調整等	稼働準備、導入後の課題整理・対応※運用開始時期はデジ庁と調整中	

I. 今年度の栄養施策について

4. 地域等における栄養指導の充実

健康的な生活習慣づくり重点化事業〔糖尿病予防戦略事業〕

【事業目的】

糖尿病の発症を予防するために、生活習慣を改善し、適切な食生活や適度な運動習慣など、糖尿病予防に取り組みやすい環境を整備することを目的とする。

【事業内容】

① 民間産業、民間団体、管理栄養士・栄養士養成施設等と連携した健康的で持続可能な食環境整備

健康的で持続可能な食環境整備の一環として、内食・中食・外食等で以下の（ア）・（イ）のいずれか又は両方の実施

（ア）主食・主菜・副菜を組み合わせた食事やその理解の促進

（イ）「食塩の過剰摂取」、「若年女性のやせ」、「経済格差に伴う栄養格差」等の改善に資する取組

② 地域高齢者等の健康支援を推進する食環境整備

フレイル予防にも配慮した糖尿病予防事業として、地域高齢者等にとって質・量が適切な食事に対する理解促進、各々の身体状況に応じた食事が提供される体制構築

③ その他地域の特性を踏まえた環境整備

優先的な課題を解決するために、地域の特性を踏まえた疾病の構造と食事や食習慣の特徴を踏まえた取組の実施

【実施主体】都道府県・保健所を設置する市・特別区

〈令和7年度実績〉 37百万円、61自治体（都道府県、保健所設置市、特別区）

〈令和8年度予算〉 37百万円※

【補助率】 1／2

※申請が多数あった場合は、事業内容を精査し、予算額内で補助。前年同様の事業であっても、査定の対象とする。

※特に、実施要綱で求めている事業内容と実施しようとする事業内容との関連性が明確ではない場合や、委託費の割合の高い場合は、査定の対象とする。

Ⅱ．調査研究事業について

1．令和8年度の主な調査研究事業

調査研究事業について

- 根拠に基づく政策立案（Evidence Based Policy Making：EBPM）が重要視される中、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するために、**栄養政策に関してもEBPMの視点を一層深めていくことが重要。**
- 栄養政策の立案に当たっては、今後の望ましい社会像と現行の政策や制度との差分を解消するための根拠となる政策研究を積み上げる必要があり、こうした**調査研究の機会を自ら創出していくことが必要。**

1. 令和8年度の主な調査研究事業

○厚生労働科学研究費補助金

- ・ 出生後のヨウ素および関連する栄養素等摂取量の評価（龍田班）
- ・ サプリメント等の摂取量を考慮した栄養素等摂取量とそれを反映する生体指標との関連の実態把握のための研究（松本班）
- ・ 食環境づくりにおける加工食品の減塩の進捗の把握・評価のための研究（池田班）

○厚生労働行政推進科学調査事業費補助金

- ・ 日本版栄養プロファイリングモデルの発展と社会実装に向けた研究（瀧本班）
- ・ 国民健康・栄養調査における栄養摂取状況等の調査手法の見直しに向けた調査研究（中村班）
- ・ 日本人の食事摂取基準（2030年版）の策定に資する各栄養素等摂取量に関する最新知見の評価及び代謝性疾患等の栄養評価に関する研究（朝倉班）
- ・ 統括的な役割を担う行政管理栄養士の人材育成研修プログラム作成に向けた研究（清野班）

○地域保健総合推進事業（日本公衆衛生協会）

- ・ 災害時における栄養・食生活支援活動のマネジメントと連携強化及び災害対応能力育成に向けた研究（諸岡班）

統括的な役割を担う行政管理栄養士の人材育成研修プログラム作成に向けた研究

研究代表者：国立保健医療科学院 清野 富久江先生

【研究目的】

- 近年、行政管理栄養士の配置先は健康増進部局にとどまらず、こども・高齢者・障害・福祉・教育・防災等の多様な行政分野へと拡大している。地域の健康・栄養課題が複雑化・重層化する中で、個別事業の実施に加え、**関係部署や関係機関を繋ぎ、組織横断的に地域課題を総合調整する「統括的役割を担う行政管理栄養士」(以下、統括管理栄養士)の必要性は一層高まっている。**
- 令和7年度に創設された公衆衛生専門管理栄養士(日本栄養士会・日本公衆衛生学会共同認定)を行政で勤務する管理栄養士の専門性の基盤と位置づけ、さらなる発展として、**都道府県等で統括管理栄養士を育成する段階的な人材育成構造を明確にした研修プログラムの構築を目指す。**
- 統括管理栄養士に関して比較的自己評価が難しい可能性のある能力や自己研鑽のみでは獲得・到達が難しい能力を含め、**行政管理栄養士の統括的役割に関する専門的・行政的管理能力を整理し、その育成プロセスを可視化し、研修プログラム案及び教材案を提示**することを目的とする。

【今後の予定等】

- 令和8年度は、**統括管理栄養士に求められる専門的・行政的管理能力を体系的に整理・明確化すること**を目標とする。統括的役割を担う保健医療職種の研修プログラムの把握・分析、**行政管理栄養士の実態調査**を行う。
- さらに人材育成や組織開発に知見を有する有識者等の意見も踏まえ、統括管理栄養士の能力および研修設計の方向性について多角的に整理する。
- 令和9年度は、前年度の成果を踏まえ、**研修プログラム原案を作成し、試行運用および実行可能性を検証した上で、研修プログラム案として完成させる**ことを目標とする。

「災害時における栄養・食生活支援活動のマネジメントと連携強化及び 災害対応能力育成に向けた研究」 (令和7～8年度 地域保健総合推進事業)

- 発災直後から、復旧・復興さらには平時の備えに至るまで、全ての災害サイクルのフェーズにおいて、管理栄養士による適切な栄養・食生活支援マネジメントと関係職種・団体との連携強化を図ることにより、防ぎ得る死と二次健康被害の最小化、被災者の早期自立を促す。
 - 受援体制の整備（特に初動マネジメントの強化）、行政管理栄養士（特に市町村）の災害時の栄養・食生活支援活動遂行能力の向上、管理栄養士間及び関係職種・団体との連携強化に向けた体制整備に向け、「健康危機管理における栄養・食生活支援のための多職種連携ガイドライン（仮）」や「教育教材（動画教材・ケーススタディ）」を作成予定。ガイドラインや教育教材を用いたワークショップを2会場（東京12/18、大阪1/15）で、シンポジウムを1会場（東京2/5）で開催予定（2か年）。



避難所巡回栄養相談



介護用食品を用いた食事調整
(金沢市)



行政管理栄養士とJDA-DATとのミーティング



飲食店組合と連携
したセントラルキッチン
(穴水町)



要配慮者用の食品
(液体ミルク、やわらか食など)

Ⅱ．調査研究事業について

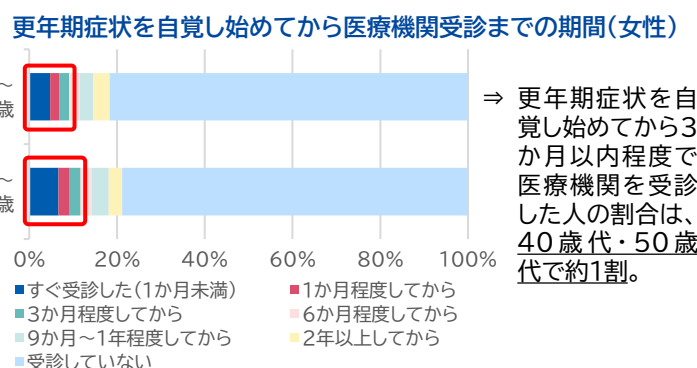
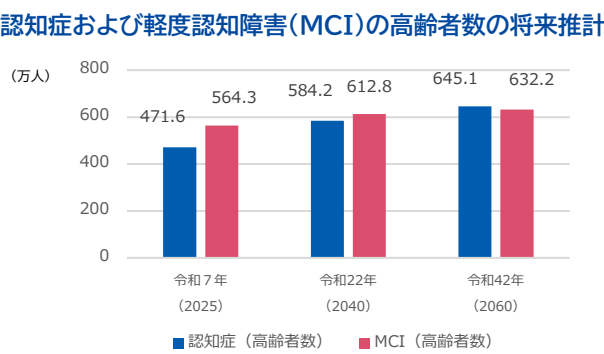
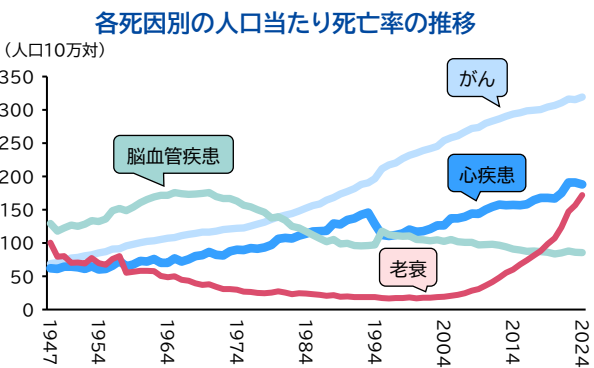
2．栄養政策の更なる推進に向けて

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

- 「生活習慣病」対策については、これまで健康日本21などの国民運動を促してきたところであるが、我が国の健康寿命は近年その伸びが停滞している。国民一人一人がこうした疾病を「自分ごと」として受け止め、健康意識を高くもち、確実に行動変容に繋げることで健康寿命の更なる延伸が期待される。
- 主に以下の施策を行う。
 - 「がん」については、死因の第1位で、人口当たりの死亡率は上昇しており、社会全体の死亡率を減少させるために、がん検診を推進していく。
 - 「認知症」については、認知症の人を含む全ての人が、その人の希望に応じて、科学的知見に基づく予防に取り組み、健康寿命を延伸する。
 - 「更年期症状」など女性の健康課題については、就労やキャリア形成に与える影響は大きく、女性の健康課題を個人の生活の質にとどまらない社会全体の課題と捉えて、生涯を通じた健康を確保する。



総合的な対策をとりまとめる

栄養・食生活	がん・循環器病等	歯科保健	認知症	リハビリテーション	性差に由来するヘルスケア
● 疾病リスクの低減に資する健康的な食事の内容や適切な摂取量等の効果的な発信 ● 自治体、保険者、産業界、学術団体等とも広く連携し、情報の周知・活用を実施 等	● 就労状況に応じた効果的な検診・健診の受診勧奨の推進 ● 職場におけるがん検診の受診勧奨及びその結果に基づく医療機関への受診勧奨の強化(大臣指針の改正) ● 検診・健診の結果、医療が必要な者への受診勧奨の強化 ● がん・循環器病等の予防に関する情報発信の推進 等	● 生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)の推進にむけて、 ・ 自治体における歯科健診(検診)・受診勧奨の推進 ・ 簡易な口腔スクリーニングの支援(職域/自治体) ・ 職場における歯科医療機関への受診勧奨の強化(大臣指針の改正) 等	● 早期診断・早期対応社会実装モデル事業 ● 健康づくりの場の整備(運動、栄養、社会参画等の場) ● 超早期対応を可能にする医療提供体制・連携モデルの研究 等	● 地域における介護予防の取組を強化するため、 ・ 地域ケア会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進 ・ 高齢者の保健事業との一体的実施を推進 等	● 更年期世代の女性に対応する医療の推進 ● 男性の中高年期の健康課題への対応の推進 ● 「女性の健康総合センター」の機能の強化 ● 職場健診の機会を活用した対応の推進 ● データヘルスを基盤とした「予防医療モデル」の構築 ● 保険者と地域の中小企業等における健康づくりの取組 等

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ひと、くらし、みらいのために

[▼ 本文へ](#) [▶ お問い合わせ窓口](#) [▶ よくある御質問](#)

Google カスタム検索

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法

[↑ ホーム](#) > [政策について](#) > [審議会・研究会等](#) > [厚生科学審議会](#) > [地域保健健康増進対策部会](#) > [第61回厚生科学審議会地域保健](#)

令和8年6月3日（水）
持ち回り開催による

1. 健康日本21（第三次）のベースライン値の設定と目標値の見直しについて
2. 栄養・食生活に関する専門委員会の設置について
3. 感染症法に基づく「基本指針」の見直しについて

審議事項について了承された。

 [【資料1】委員名簿 \[101KB\]](#)

【資料2】各目標項目のベースライン値と目標値の見直しについて（案） [855KB]

【資料3】栄養・食生活に関する専門委員会の設置について [128KB] 

【資料 4】感染症法に基づく「基本方針」の見直しについて [6.4MB]

【参考資料1】各目標項目へのベースライン値（案） [873KB]

【参考資料2】健康日本21（第三次）目標一覧（案） [291KB]

PDF 【参考資料3】国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（令和5年厚生労働省告示第207号） [5.3MB]

第61回 厚生科学審議会地域保健健康増進部会
令和8年6月3日

資料 3

1. 設置の趣旨

国民誰もがより長く元気に暮らしていくための基盤として、健康の重要性はより高まってきており、個人の心身の健康を保つため、健康づくりの取組を更に強化していくことが求められている。特に、栄養・食生活は、生活習慣病の予防のほか、生活機能の維持・向上の観点からも重要である。

日本では超少子高齢社会の更なる進展が見込まれており、社会の多様化にも対応しつつ、実効性のある栄養・食生活の改善に関する取組を一層推進していく必要がある。このような状況の下、国民の健康増進及び生活習慣病予防のための栄養・食生活の推進に関する現状や課題を踏まえた論点整理や、関係者による専門的観点から必要な検討を行うため、「栄養・食生活に関する専門委員会」を設置する。

2. 構成等

- ・専門委員会に委員長を置き、委員長は部会長が指名する。
- ・専門の事項について検討を行うため、必要があるときは、専門委員会の下にワーキンググループを置くことができる。

3. 検討項目

- ・国民の健康増進及び生活習慣病予防のための栄養・食生活の推進に関する現状や課題
- ・今後の栄養・食生活改善に関する取組の進め方

等

国立保健医療科学院における短期研修

健康・栄養調査等を用いた健康増進計画等の推進状況モニタリング分析技術研修

事業目的	医療費適正化計画に伴う健康増進計画、食育推進計画等の各種計画に関連して、健康・栄養調査の設計・実施・集計・解析の一連の業務を行い、そのデータを他の既存データと合わせて活用し、施策提言ができる能力を修得すること。
対象者	<u>定員：30名</u> ・都道府県・保健所設置市・特別区の職員で、地域健康・栄養調査の企画・運営・評価に携わる者 ・都道府県・保健所設置市・特別区の職員で、地域健康・栄養調査データ及び他の既存データを活用し、健康増進計画、食育推進計画等の立案・評価・見直しに携わる者 ・それ以外の地方公共団体の本庁職員で、地域健康・栄養調査等に基づき健康増進計画、食育推進計画等の立案・評価・見直しを主導する者
受講資格	研修に専念し、全ての講義を受講できる者
研修期間	令和9年2月1日（月）9時20分～2月4日（木）16時00分（4日間）※時刻は初日の開始時刻、最終日の終了時刻の予定です。
開催形態	集合開催（事前学習＋講習、グループワーク）

アレルギー疾患対策従事者研修

事業目的	・地方公共団体においてアレルギー疾患対策の中心的な役割を担う保健医療に関係する職種を対象とした人材育成 ・地方公共団体におけるアレルギー疾患医療拠点病院と連携する等の組織横断的な調整方法の習得
事業概要	アレルギー疾患について既に基本的な知識・経験を有し、地方公共団体で中心的な役割を担う保健師等に対して、新たに専門性の高い研修を実施。当該研修を修了した職員が各地域で医療機関連携の強化と職員の育成を行うことにより、地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進や対応の質の向上を図る。
対象者	<u>定員：30名</u> 都道府県・指定都市・中核市・保健所設置市・特別区の自治体に勤務し、アレルギー疾患対策を推進する施策に携わる者、またはその管理・統括を行う者（保健師、医師、管理栄養士、行政職員等） ※現在、アレルギー疾患対策に関連した相談事業等に従事するもの、もしくは今後、それらに従事する可能性があるもの
研修期間	令和8年9月17日（木）9時30分～18日（金）16時00分（2日間）※時刻は初日の開始時刻、最終日の終了時刻の予定です。
開催形態	集合開催（事前学習＋講習、グループワーク）